

高校生活について

本校は「自主・信義・調和」の校訓を掲げ、生徒の「生きる力」の育成を目指しております。

生徒が集団生活を通して人間性豊かで、社会の変化にしなやかに対応できるように、“自立”と“自律”する力の育成に努めます。

	内 容
登 下 校	① 登校規定時間は8:30とする。 ② 自転車通学は許可制とする。 自転車で通学する場合は交通ルールを遵守し、歩行者や自動車に十分配慮する。 ③ 原動機付自転車・バイク等での通学は不可とする。 ④ 登下校時は、本校指定の制服を着用する。 ※休日における部活動のみで登下校する場合は顧問教員が指示する ⑤ 登校後の外出は許可しない。 やむを得ず外出の必要が生じた場合は、学級担任に届け、許可を得ること。
欠 席	① 保護者より8:20までにオンラインによる申請(まなびポケット)をする。(※) ※ 考査時の欠席は P.15を参照
遅 刻	① 保護者より8:20までにオンラインによる申請(まなびポケット)をする。(※) ② 登校後、直ちに職員室に寄り、学級担任または学年職員に報告したのち、授業を受ける。
早 退	① 保護者より8:20までにオンラインによる申請(まなびポケット)をする。(※) 学級担任の確認後に早退をする。 ② 風邪・傷病等による早退は、保健室にて相談後、学級担任の許可を得た後に早退する。
欠 課	① 事前にわかっている場合は、学級担任へ申し出る。 ② 傷病等で欠課した場合は、後で学級担任へ申し出る。
服 装 頭 髪	① 本校指定の標準服(制服)を着用する。 ② 儀式的行事(入学式・卒業式)では必ずネクタイ・リボンを着用する。 ③ 頭髪は清潔かつ勉強や運動の妨げにならないようにする。 ※高校生としてふさわしい服装・頭髪を心がけること(詳細はp22)。

※ 午後18時から翌日午前8時までは留守番電話での対応となっています。

電話での混雑を避けるため、保護者連絡ツール「まなびポケット」での連絡をお願いします。

アルバイト	<p>① アルバイトは原則禁止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な理由により、アルバイトをしなければならない場合は、事前に相談すること。 ・原則、卒業後の学費確保等の理由では認めない(1, 2年時)。 <p>② 次の場合は許可をしないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく成績が不振の者 ・就職, 進学未決定者(3年生) ・飲酒を主とする店でのアルバイト <p>③ アルバイトの申請は学期ごとに行う。</p> <p>④ 21時までの帰宅を厳守する。</p> <p>⑤ 無断アルバイトの場合は、特別指導の対象とする。</p>
普通運転免許取得	<p>① 在学中の免許取得は原則禁止とする。3年生については、冬季休業の日以降から許可する。ただし、著しく成績が不振の者は許可しないことがある。</p> <p>≪3年生≫</p> <p>② 運転免許取得許可願を、学級担任へ提出する。</p> <p>③ 受講(入校申込み)予約は認める。</p> <p>④ 次の者は、その違反が発見された場合、特別指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断免許取得者 ・許可を受けて免許を取得し、本校在学中に車の運転を行った者
原付運転免許取得	<p>① 在学中の免許取得は原則禁止とする。</p> <p>② 家庭の事情でやむをえず免許取得の場合は、運転免許取得許可願を、学級担任へ提出する。</p> <p>③ 無断免許取得の場合は特別指導を行う。</p>

○ 学 習

- 1 始業のチャイムによって授業を始める。
- 2 授業の始まりと終わりにはあいさつをする。
- 3 教室内は常に清潔に保つ。
- 4 考査についてはP.16に定める。

○ その他

- 1 転学、退学をする場合には、学級担任を通じ所定の書類を提出して校長の許可を得る。
(転退学願)
- 2 次の場合は学級担任に届け出なければならない。
 - ア. 住所または氏名に変更があった場合。(住所・氏名変更届)
 - イ. 登校後外出する場合。
 - ウ. 自宅外より通学する場合。

○ 懲 戒

下記に該当した場合、職員会議の議決により懲戒を行う。

- 1 法律に違反した者(もしくは法律違反者と同席したもの。)
【いじめ、万引き、器物破損、暴力行為など】
- 2 考査時に不正行為をおこなった者
- 3 道徳的に許されない行動をおこなった者
- 4 性行不良で改善の見込みのない者

スマートフォン(携帯電話)の持ち込みと使用について

本校では、個人所有のタブレット端末を学校に持ち込むBYOD(Bring Your Own Device)を実施しています。個人所有のタブレット端末を使用することで、自分に合ったタブレット端末の選定やソフトウェア・アプリケーションの追加が可能になり、ICTスキル(ICTを操作する技術)やICTリテラシー(ICTを正しく活用する能力)を育成し、独創性や創造性を発揮できるこれからのSociety5.0時代に活躍するデジタル人材の育成を目指します。したがって、スマートフォン(携帯電話)も学習道具の一つとして捉え、校内においても持ち込み・使用を許可しています。

1. 基本方針

- ・デジタル人材の育成
- ・情報収集、確認の効率化
 - 進路に関わる情報やTeams上の情報を素早く確認する。

2. ルール

- ・モラルやマナー遵守する。
- ・他者の権利を侵害する使用が発覚した場合は特別指導の対象となる。
- ・禁止事項

授業時間内外	授業時間内
<p>《社会通念上のモラルやマナー》</p> <ul style="list-style-type: none">・歩きスマホ・無断での録音、写真や動画の撮影、投稿・周りに迷惑がかかるような大音量での使用・サイレント、おやすみモードに設定していない状態での使用 <p>《市高独自のルール》</p> <ul style="list-style-type: none">・学校のコンセントを使つての充電・校内でのライブ配信・UberEatsや出前館等の宅配サービスの使用	<p>《市高独自のルール》</p> <ul style="list-style-type: none">・ゲームの使用・先生に見えない場所での使用 <p>※授業中はその時間の授業担当の先生に許可をもらい、使用する</p>

3. 登下校中の使用について

- ①道路交通法他、法律を遵守すること。
- ②使用においては、マナーを守ること。
 - ・自転車を運転中に使用しない。
 - 2026年4月から青切符が導入され、反則金が発生する。
 - ・スマートフォン(携帯電話)の使用が、他者の迷惑にならないようにする。

自転車通学について

自転車通学は、本校が定める条件を満たし、安全運転を確約すると共に道路交通法および本校が定める規則を遵守する生徒にのみ許可します。また、1年生の自転車通学許可は、4月中旬頃を予定しています。

- ※自転車通学規程を別紙に定める。
- ※任意保険加入が必須。
- ※自転車通学ではヘルメット着用を必要とします。

生徒心得

○ 挨拶

- 1 本校生徒は、学校の内外を問わず、相互に挨拶を行う。
- 2 正しい言葉づかいで人に接する。
- 3 学校への来客に対しては挨拶または会釈をし、親切に対応する。

○ 服装等

- 1 本校指定の標準服(制服)を着用する。
- 2 手袋、マフラー、ネックウォーマー、コートは登下校時に着用することができる。
校内では、ベスト(学校指定)、カーディガン・セーター(黒・紺・茶・白・グレーでワンポイント可)を着用することができる。
- 3 通学靴については革靴もしくは、スポーツシューズ(色の指定なし)。
ただし、ヒールの高いもの、ブーツ、ハイカット、高価な靴は禁止とする。
校舎内ではスリッパを使用し、体育館内では体育館シューズを使用する。
- 4 頭髪等について
 - ・清潔かつ勉強や運動の妨げにならない髪型にする。
 - ・染髪、脱色、パーマは禁止とする。
 - ・ヘアゴム、ヘアピンは派手でないもの(黒・紺・茶など)を使用する。
 - ・眉毛は、過度に整えず、自然な状態を心がける。
- 5 通学カバンの指定はない。
※ただし、耐久性が強く、教科書やノート、タブレット端末等が入る大きさであること。
※さらに紛失・落下等を避けるために開口部がファスナー等で閉じられるものが望ましい。
- 6 その他
 - ・靴下の色は黒・白とする。(ワンポイント可)
 - ・ストッキングまたはタイツを着用する場合は、黒またはベージュとする。
 - ・休暇中の登校やその他校外行事などに参加する場合は、制服の着用を原則とする。
 - ・休暇中に部活動のみで登校する場合は各部顧問の指示に従う。
 - ・アクセサリ、マニキュア、ピアス等の装飾品は禁止とする。
 - ・身につけるものや持ってくるものについては、紛失や破損の恐れがあるため高価なものは控えること。